

## 特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会（第2回）議事要旨

1 日 時 平成23年6月7日（火）9：30～11：15

2 場 所 中央合同庁舎4号館12階 1214特別会議室

3 出席者 （委員）

川村義則座長

会田一雄委員、金子良太委員、小長谷藤兵衛委員、小林新二委員、瀧谷和隆委員、中尾さゆり委員、中村元彦委員、松原明委員、渡邊勝美委員

（内閣府）

西川正郎大臣官房総括審議官、北池隆大臣官房市民活動促進課長、野村裕大臣官房参事官、越尾淳大臣官房参事官補佐

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 運営要領について
- (3) 特定非営利活動法人の会計の現状等について
- (4) 今後の進め方について
- (5) 閉会

5 議事の経過

- 前回の会合を踏まえて川村座長が整理した運営要領を確認し、座長決定として定めた。
- 事務局から、特定非営利活動法人の会計の在り方に関するインターネットアンケート調査の結果について報告があった後、中尾委員から、愛知県の特非の活動実態について報告があった。続いて、委員との質疑応答が以下のように行われた。
  - ・ 愛知県のアンケート調査結果の回収率が、事務局の調査に比して回収率が高い理由について質問があり、同県が実施する全数調査であること、電話による督促、調査結果の施策への反映といったことが影響しているのではないかとの回答があった。
  - ・ 具体的な活動実態に関し、どのような業務を行い、収入を得ているのかについて質問があり、保険・医療・福祉分野では介護保険事業と障害者支援事業を行っている団体が多いとの回答があった。
  - ・ 事業費と管理費の区分が的確に行われていない理由について質問があり、所轄庁の手引きを参照しているが、一定のルールがないため、法人ごとに異なっているとの回答があった。
  - ・ 会計をしっかりと行う理由として、大規模法人であれば専任職員を雇えるからとか、

補助金等を受けることで行政の規制があるからなのかについて質問があり、規模が大きくなると、必要な予算も割けることから、税務関係で税理士や公認会計士の支援を受けているところが増えるとの回答があった。

- ・ 基礎的な会計処理が適正に行われていない理由について質問があり、担当者の頻繁な異動や発生主義をよく理解していないことなどがあるからではないかとの回答があった。

○ 川村座長から、当研究会の今後の進め方についての座長案の説明があり、これを踏まえた討議が行われた。委員の主な意見は、以下のとおり。

- ・ どんな論点があるのかを委員間で共有することは当然だが、各論点が相互に絡み合っていることがあることから、最初に総論を決めて検討していくとギクシャクしてしまう可能性があるため、後で適宜見直すなど柔軟に検討を進めてはどうか。
- ・ 特定非営利活動促進法の改正については、研究会の検討との先後関係はどうなるのか。内容が明らかでないと検討を進められないのではないかと。
- ・ 基本的考え方として、外部に公表する決算書を重視するという点でよい。行政に対する報告というよりも、会員や寄附者等の法人の利害関係者に理解してもらう会計について議論しなければならないのではないかと。その前提に立ちつつ、認定特定非営利活動法人などには例外的にプラスアルファをするということではないかと、大多数の法人にとっては使いにくいものになってしまうのではないかと。
- ・ 特定非営利活動法人に関する手引きは、旧経済企画庁、内閣府及び国税庁の3種類が現存するが、これらの会計に関連する部分は議論していくべき。
- ・ フロー情報を基礎とした計算書類の重視は賛成だが、資金管理的な収支構造の小規模法人のことも考えると悩ましい面がある。
- ・ 法人をサポートするような計算書類のチェックポイントを手引きに含めることは必要ではないかと。
- ・ 活動計算書については、収支計算書も収支の対象を広く捉えれば損益を対象にできるとも考えられ、名称に違和感はあるが、法改正によりその名称となるのであればその前提で検討したい。
- ・ 活動予算書については、認証時に提出が義務付けられており、活動予算書と活動計算書の様式が異なると混乱を生ずるので、両者の様式は揃えておいた方がよいのではないかと。
- ・ 勘定科目については、総勘定元帳の勘定科目でなく、あくまで計算書類の表示科目のことを意味しているということではないかと。
- ・ 監事監査について言及があるが、どのような監査を想定しているのか。事業費比率のように管理すべきチェック事項を想定しているのか、それとも計算書類間の整合のための技術的事項を想定しているのか。
- ・ 計算書類で注記を含む情報の充実が図られることもあり、技術的事項のチェックも一部は監事に担ってもらえることも期待できないかと。
- ・ 計算書類だけで十分表現できないことも多いので、事業報告書等で説明を求めるな

ど、あまり過度に会計に対して負担をかけなくてもよいのではないか。

- ・ NPO法人会計基準は適宜改正していくこととしていることから、所轄庁の手引きも改訂していく仕組みも考えていく必要がある。

## 6 次回研究会について

日 時 平成 23 年 6 月 28 日（火） 9 : 30～11 : 30

場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階 1214 特別会議室

<文責：内閣府大臣官房市民活動促進課（速報のため事後修正の可能性あり）>